

## 車両系建設機械（解体用）に係る 安全衛生規則改正説明会を開催

平成25年12月12日（木）北部地区の解体業者、建設業者及び産業廃棄物業者を対象に安衛則改正説明会を開催した。

平成25年7月1日に改正された鉄骨切断機、コンクリート圧碎機などの運転業務等に係る改正のポイントについては、既に、個別指導やパンフレット送付等により周知を行ってきたところであるが、再度、改正内容の知識を深めていただく目的で開催したものである。

当日は、現在、所持する車両系建設機械技能講習修了証で鉄骨切断機等を運転する場合の受講すべき技能特例講習、機械の構造規格、作業計画作成などについて、担当から説明があった。

また、出席者からは、「現在、車両系建設機械（解体用）技能講習修了証を所持している場合、ブレーカーしか運転しなければ、改めて技能特例講習を受講する必要はないか？」などの質問があった。監督署では、不明な点があれば、積極的に問い合わせいただきたい旨呼びかけている。

